

改正

平成23年10月28日告示第108号

平成29年3月31日告示第59号

平成31年3月20日告示第36号

令和3年3月16日告示第58号

令和4年3月24日告示第66号

令和4年12月28日告示第239号

令和5年9月22日告示第222号

令和6年8月21日告示第137号

館林市民間保育所等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者が設置し、及び運営する保育所等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次に掲げる施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22法律第164号）第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 重度障がい児 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の規定に基づく、特別児童扶養手当の対象児童（所得により手当の支給が停止されている場合も含む。）をいう。

(3) 中・軽度障がい児 医療機関等において障がいを有すると判断された児童（重度障がい児を除く。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の補助区分ごとに掲げる保育事業とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする民間事業者（以下「申請者」という。）は、館林市民間保育所等補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、申請者から前条の申請を受けた場合は、内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、館林市民間保育所等補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の使途制限）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の使途については、別表の補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の補助対象経費の欄に掲げる経費に使用しなければならない。

（変更交付申請）

第7条 補助事業者は、交付決定後の事情により補助金の追加交付等を受ける必要がある場合には、館林市民間保育所等補助金変更交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補助金の概算払）

第8条 市長は、必要があると認める場合においては、補助金交付決定額の範囲内において概算払することができる。

（補助対象事業の中止等）

第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助対象事業の中止又は廃止を承認したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

（事業実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業完了後30日以内又は当該事業年度の次年度の4月5日のいずれか早い日までに、館林市民間保育所等補助金実績報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、別表補助区分の欄中市費単独補助関係に係るもの及び前条第1項の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は除く。

2 市長は、補助事業者から前項の報告を受けたときは、内容を審査し、館林市民間保育所等補助金額確定通知書（別記様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（書類の整備等）

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当

該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年10月28日告示第108号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(館林市民間保育所障害児保育補助金交付要綱の廃止)

- 2 館林市民間保育所障害児保育補助金交付要綱 (平成16年館林市告示第17号) は、廃止する。

附 則 (平成29年3月31日告示第59号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月20日告示第36号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月16日告示第58号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月24日告示第66号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則 (令和4年12月28日告示第239号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年9月22日告示第222号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年8月21日告示第137号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条、第10条関係）

補助区分	補助対象事業	補助対象経費	補助基準額
子ども・子育て支援 交付金関係	館林市子ども・子育て支 援事業計画に基づく事 業のうち、国の子ども・ 子育て支援交付金交付 要綱に定める事業	事業計画に係る経費の うち、国の子ども・子育 て支援交付金交付要綱 に定める経費で、市長が 認める額	国の子ども・子育て支援交 付金交付要綱に定める基準 額で、市長が認める額
保育対策総合支援 事業費補助金	保育対策総合支援事業 費補助金交付要綱に定 める事業	事業経費に係る経費の うち、国の保育対策総合 支援事業費補助金交付 要綱に基づく経費で、市 長が認める額	国の保育対策総合支援事業 費補助金交付要綱に定める 基準額により算定した額 で、市長が認める額
県費補助関係	群馬県保育充実促進費 補助金交付要綱に定め る事業	群馬県保育充実促進費 補助金交付要綱に定め る経費	群馬県保育充実促進費補助 金交付要綱に定める基準額 (ただし、群馬県内の中核 市及び群馬県外からの広域 入所児童も対象児童とす る。)
	群馬県保育対策等促進 事業費補助金交付要綱 に定める事業	群馬県保育対策等促進 事業費補助金交付要綱 に定める経費	群馬県保育対策等促進事業 費補助金交付要綱に定める 基準額
	群馬県保育所等及び放 課後児童クラブにおけ る物価高騰対策支援事 業補助金交付要綱に定 める事業	群馬県保育所等及び放 課後児童クラブにおけ る物価高騰対策支援事 業補助金交付要綱に定 める経費	群馬県保育所等及び放課後 児童クラブにおける物価高 騰対策支援事業補助金交付 要綱に定める基準額
	群馬県感染症対策のた めの改修整備等事業費 補助金交付要綱に定め	群馬県感染症対策のた めの改修整備等事業費 補助金交付要綱に定め	群馬県感染症対策のための 改修整備等事業費補助金交 付要綱に定める基準額

	る事業	る経費	
市費単独補助関係	保育所等運営費補助事業	国の交付基準による保育所等運営(委託及び施設型給付)費以外の運営費として、保育所等運営の充実を図る経費及び園庭遊具保守等に係る経費	(1) 入所児童処遇改善費 当該年度の10月1日の入所人員に基づいて算出した年間保育所等運営(委託及び施設型給付)費×2.5%(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。) (2) 施設管理費 1園当たり63,000円
	諸行事記念品代補助事業	行事等において、保育の実施児童に交付する記念品等に要する経費	750円×定員数(2・3号認定)
	長時間保育奨励事業	11時間開所に対応する保育所であり、かつ、延長保育促進事業を実施していない保育所における保育士雇用に係る経費	市の会計年度任用職員(保育士)の報酬を基に算定した額
	乳児受入支援事業	年度途中における0歳児の受入体制を確保するため、年度当初における最低必要保育士数のほかに雇用した保育士・保育教諭(その他補助及び加算を受けていない者に限る。)に係る人件費	最低必要保育士数を超えて保育士・保育教諭を雇用した後、0歳児の年度途中入園がはじめて確定した月において、1園当たり800,000円

	<p>障がい児受入支援事業</p>	<p>心身に障がいをもつ乳幼児の保育を推進するため、最低必要保育士数のほかに障がい児保育を担当させるために雇用した保育士・保育教諭(その他補助及び加算を受けていないものに限る。)に係る人件費</p>	<p>保育士・保育教諭1人の配置に対し、次の対象児童数により積算した額 (対象児童数) 重度障がい児2人まで 中・軽度障がい児4人まで (1人月額) 重度障がい児 74,140円 中・軽度障がい児 37,700円</p>
--	-------------------	---	--

館林市長 様

所在地

施設名

施設長名

館林市民間保育所等補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金交付を申請します。

記

1 補助事業名

2 交付申請額

3 添付資料

年 月 日

施設長 様

館林市長

年度館林市民間保育所等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度館林市民間保育所等補助金について、市費寄附及び補助事務取扱規程（昭和29年館林市訓令第3号）及び館林市民間保育所等補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

交付決定額 _____ 円

館林市長 様

所在地

施設名

施設長名

館林市民間保育所等補助金変更交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金交付を申請します。

記

1 補助事業名

2 交付申請額

内訳

変更後補助額	円
既交付決定額	円
追加（減額）交付申請額	円

3 添付資料

館林市長 様

所在地

施設名

施設長名

館林市民間保育所等補助金実績報告書

このことについて、館林市民間保育所等補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助事業の実績を報告します。

記

1 補助事業名

2 添付資料

施設長 様

館林市長

年度館林市民間保育所等補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度館林市民間保育所等補助金実績報告書により、 年度館林市民間保育所等補助金額を下記のとおり確定しましたので通知します。

記

補助区分	
交付決定額	円
交付確定額	円